

京都市告示第 2 2 9 号

平成 2 9 年 3 月 3 1 日京都市告示第 7 1 1 号（公営住宅法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する数値の決定等）の一部を平成 2 9 年 8 月 1 日から次のように改めます。

平成 2 9 年 6 月 3 0 日

京都市長 門川 大作

「

楽只市営住宅	第 11 棟	101 号から 103 号まで, 105 号から 109 号まで, 201 号から 203 号まで 及び 205 号から 209 号まで	0. 8589
		その他	0. 8089
	第 12 棟	111 号から 113 号まで, 115 号から 119 号まで, 211 号から 213 号まで 及び 215 号から 219 号まで	0. 8603
		その他	0. 8103

」

を

「

楽只市営住宅	第 11 棟		1. 0411
	第 12 棟		1. 0411

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)